

制定　　：平成24年11月 1 日付け24生畜第1581号
一部改正：令和 5 年11月30日付け 5 畜産第1925号

養蜂振興法の施行に関するQ & A

- (問1) 養蜂振興法は、今までどのような経緯で制定、改正されたのですか。
- (問2) 転飼の定義は変更されるのですか。
- (問3) 養蜂業者の定義は変更されるのですか。
- (問4) 法第3条第1項の規定による「届出を要しない者」とは、どのような方ですか。
- (問5) 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂を飼育する場合、届出は不要ですか。
- (問6) 密閉された状態で蜜蜂を飼育する場合、届出は不要ですか。
- (問7) 反復利用可能な蜂房を利用しない場合、届出は不要ですか。
- (問8) 届出の蜂群数はいつの時点のものを書けばよいですか。
- (問9) 変更届はいつまでに出せばよいですか。
- (問10) ニホンミツバチを飼育する場合でも届出は必要ですか。
- (問11) 都道府県によって届出の対象となる蜜蜂飼育者が異なる場合がありますか。
- (問12) 届出をすれば、記載された蜂群を配置してもよいのですか
- (問13) 飼育届を提出すれば、蜜蜂転飼調整委員会等に参加できますか。
- (問14) 現在住んでいる県では適切な蜜蜂の管理に関する指針が策定されていませんが、問題ないのでしょうか。
- (問15) 蜜源の増殖はどのように取り組むのですか。
- (問16) 蜂群の配置調整はどのように行うのですか。
- (問17) 都道府県の立入検査はどのように運用されますか。
- (問18) 届出義務違反や転飼規制違反等に対する罰則が強化されましたが、どのような運用になりますか。
- (問19) 養蜂振興法では、都道府県と市町村とはどのような役割分担となっていますか。

I 養蜂振興法全体に関する質問

(問1) 養蜂振興法は、今までどのような経緯で制定、改正されたのですか。

(答)

- 1 養ほう振興法が制定される以前は、各県が条例により県外からの転飼養蜂を個々に規制したため、一部地域で混乱が発生しました。このため、昭和30年に養ほう振興法が制定され、このような県外からの転飼に加え、養蜂業者の届出や蜂蜜の表示等に関して必要最小限の全国統一ルールが示されました。
- 2 その後、平成12年の地方自治法の改正に対応して、養ほう振興法の一部改正がありました。この改正では、従来から都道府県ごとに、各地域の要望や状況に応じて、各地域で必要と考えられる対応をとることとされていた実態を踏まえ、養ほう振興法に関する事務は各都道府県の自治事務として整理されました。
- 3 今般、趣味養蜂家の増加など、昭和30年の法律制定時と比べ養蜂業界を取り巻く環境が大きく変化したため、養蜂振興法が改正され、届出の対象が一部を除く蜜蜂飼育者に拡大されるとともに、蜜蜂の適切な管理、蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正の確保等について、都道府県の一定の関与の下、推進していく方針が示されました。

(問2) 転飼の定義は変更されるのですか。

(答)

従来と同様、蜂蜜若しくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいいます。

(問3) 養蜂業者の定義は変更されるのですか。

(答)

- 1 平成24年法改正時に発出した通知では、次の解釈を示していました。
 - (1) 従来から、少量でも蜂蜜等を販売している場合は、趣味養蜂家ではなく養蜂業者と見なす運用としてきましたが、そのことを明確にするために、今般養蜂業者の定義を「蜜蜂又は蜂蜜、蜜ろう若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを主たる目的として、蜜蜂の飼育を継続反復して行う者」と二重線部分を削除し、厳格な運用を求める書きぶりとなりました。
 - (2) なお、①「利益を得て」には、直接の金銭収入以外の利益も含まれます。②「譲渡」にはいわゆる貸出等も含まれます。③蜜蜂を飼育し、自家消費できず余った蜂蜜等は売っている等の場合も従来から養蜂業者に該当すると扱われます。
- 2 その後の情勢の変化を踏まえ、養蜂振興法の施行について（平成24年11月1日付け24生畜第1518号農林水産省生産局長通知）の改正により、法第3条第1項に規定する養蜂業者以外の者であって、相当数の蜂群を飼養しているものは、養蜂業

者に含めることとし、養蜂業者の定義を「反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、又は蜂蜜、蜜ろう、若しくはローヤルゼリー等を利益を得て譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究の用に供するため又は趣味として蜜蜂を飼育する等蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜜蜂又は採取した蜂蜜、蜜ろう、若しくはローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人者を除くは含まれないものと解されたい。」と下線部を追記するとともに二重線部を削除等し、養蜂業者の範囲を拡大することとしました。

II 改正法第3条関係（届出）

（問4）法第3条第1項の規定による「届出を要しない者」とは、どのような方ですか。

（答）

- 1 法第3条第1項の規定では、従来届出対象とされた養蜂業者に加え、蜂群の配置調整及び防疫を行うに当たって必要な範囲において、養蜂業者以外の蜜蜂飼育者に対しても届出を求めることとされています。
- 2 このため、各県の養蜂の実情を調べた上で、①農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂を飼育する者（問5参照）、②密閉された構造の設備で蜜蜂を飼育する者（問6参照）、③反復利用可能な蜂房（巣礎または巣脾を備えた可動式巣板）を用いずに蜜蜂を飼育する者であって都道府県知事が認める者（問7参照）を届出義務の対象外としました。
- 3 ただし、前述①～③に該当する者であっても、採蜜した蜂蜜を販売するなど、養蜂業者に該当する場合は届出が必要となります。

（問5）農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂を飼育する場合、届出は不要ですか。

（答）

- 1 農作物等の花粉受精の用に供する場合は、一般的に、①受粉すべき自らの農作物等の作付規模に応じて適切な数の蜂群が配置されれば、当該蜜蜂の活動に十分な蜜源が得られるため、蜂群配置調整の対象とする必要がなく、②使用後の焼却や養蜂業者への返却等を行うことで、防疫上の問題が発生しないよう適切な措置をとることが指導されていることから、施行規則で明示的に届出が不要とされています。
- 2 しかしながら、養蜂業者に該当する場合の他、自らの農作物等の作付規模に比べて過大な数の蜂群を配置している場合や、使用後に返却、焼却等の措置を行わず通年飼育している場合等は届出が必要となります。
- 3 なお、農作物等の作付規模に応じた適切な数の蜂群数は、作物の種類、作付時期、導入地域の気候等により異なりますので、当該地域での適切な使用事例を目安として下さい。たとえば、施設園芸農家向けの花粉交配用蜜蜂の管理マニュアル「ミツ

バチにうまく働いてもらうために」(平成23年度産地収益力向上支援事業みつばち協議会編 <http://bee.lin.gr.jp/new/PDF/H23youhouka.pdf>) では、イチゴのハウス栽培で10a で1群 (6,000～8,000匹) が目安として示されています。

(問6) 密閉された状態で蜜蜂を飼育する場合、届出は不要ですか。

(答)

学術研究等のために密閉された構造の設備で蜜蜂を飼育する場合は、外部との接触がないことから、蜂群配置調整上及び防疫上問題がなく、届出が不要とされています。

(問7) 反復利用可能な蜂房を利用しない場合、届出は不要ですか。

(答)

- 1 反復利用可能な蜂房を利用していない場合であって、かつ、お住まいの都道府県が蜂群配置調整上及び防疫上支障がないと認めた場合に限って届出不要となります。反復利用可能な蜂房とは、巣礎または巣脾を備えた可動式巣板をいい、いわゆる「自然巣洞」「重箱式」等の飼育方法はこれにあたりません。ただし、「自然巣洞」、「重箱式」等の飼育方法であっても、反復利用している場合にあっては、届出が必要となります。
- 2 反復利用可能な蜂房を利用しない飼育方法においては、蜜蜂の疾病の中で最も影響の大きい腐蛆病が、経験的に発生しにくいことが知られています。

(問8) 届出の蜂群数はいつの時点のものを書けばよいですか。

(答)

蜜蜂の飼育状況に関しては、1月1日に現に飼育している蜂群数と年間の飼育計画を書いてください。1月1日現在で蜜蜂を飼育していない場合、飼育蜂群数は0、蜜蜂の飼育計画に関しては、当該年の飼育を予定している最大蜂群数を書いてください。

(問9) 変更届はいつまでに出せばよいですか。

(答)

変更が生じた場合、速やかに、遅くともその変更が生じた日から1か月以内に変更届を提出してください。

(問10) ニホンミツバチを飼育する場合でも届出は必要ですか。

(答)

- 1 本法では、ニホンミツバチとセイヨウミツバチが区別されていませんので、原則として届出が必要です。

2 しかしながら、本法の「飼育」とは、蜂群、蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣の設置、給餌、投薬等の行為のいずれかを行うことなので、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合は「飼育」にはあらず、届出は不要です。

(問11) 都道府県によって届出が必要となる要件が異なる場合がありますか。

(答)

花粉交配用など、養蜂振興法第3条の規定による届出が不要とされている場合でも、都道府県によっては、近隣住民への危害防止などの観点から、条例、規則その他の定めに基づいて届出を求める場合があります。それぞれお住まいの都道府県の定めに従って届出していただくよう、ご協力をお願いします。

(問12) 届出をすれば、記載した蜂群を配置してもよいのですか。

(答)

いいえ、届出は蜜蜂飼養者から都道府県への情報提供と考えてください。届出を行った後で、地域の蜜源に対して蜂群が著しく過剰となるおそれがあり、調整の必要が生じた場合や近隣の蜜蜂飼育者から調整の申し出がある場合は、話し合いの上で適正な数の蜂群を配置するようにしてください。

(問13) 飼育届を提出すれば、蜜蜂転飼調整委員会等に参加できますか。

(答)

- 1 各都道府県が設置する蜜蜂転飼調整委員会等は、都道府県、各地域等の蜜蜂飼育者の代表及び学識経験者等を選び、転飼調整について効率的な議論を行うものですので、飼育届を提出したことをもって、ただちに参加できるようになるものではありません。
- 2 一方、都道府県や近隣の蜜蜂飼育者等から配置調整の申し出がある場合は、蜜蜂転飼調整委員会への参加等についてご協力をお願いします。
- 3 なお、問12、問16も参照して下さい。

III 改正法第5条関係（適切な管理）

(問14) 現在住んでいる県では適切な蜜蜂の管理に関する指針が策定されていませんが、問題ないのでしょうか。

(答)

今回の法改正によって、都道府県の関与する形で、蜜蜂の適正な管理を推進していくことが明確にされました。しかしながら、法第5条の規定は、都道府県に対して必

ずしも指針の策定を求めるものではなく、当該県の養蜂の実態によっては、講習会の開催や戸別指導等によって適正な管理の確保を図る都道府県もあります。

IV 改正法第6条関係（蜜源の保護増殖）

（問15）蜜源の増殖はどのように取り組むのですか。

（答）

今回の法改正によって、国や自治体の関与する形で、蜜源の保護増殖を推進していくことが明確にされました。一方、単位面積あたりの採蜜量からすれば、蜜源作物を養蜂業のためだけに植樹すると、財政的な負担が大きくなります。林業振興や街路樹・公園の整備等、植樹等の機会を活用して、可能な限り蜜源としても利用可能な樹種が選択されるよう、関係部局と協力していきます。

V 改正法第8条関係（配置調整等）

（問16）蜂群の配置調整はどのように行うのですか。

（答）

配置調整は地域の蜜蜂飼育者がよく話し合っていくことが重要です。まずは近隣の蜜蜂飼育者の集まり、養蜂組合、蜜蜂転飼調整委員会等の場において、十分に議論を尽くしてください。それでも調整がうまくいかない場合には、話し合いが公正な場で行われるようにする等、都道府県も関与をすることになります。その場合も配置調整が円滑に行われるよう、皆様のご協力をお願いします。

VI その他

（問17）都道府県の立入検査はどのように運用されますか。

（答）

都道府県は、本法の施行に必要な限度であれば、養蜂業者の事務所や事業所に立入検査を行うことができます。立入検査を行うかどうかの判断については、各都道府県に委ねられますが、本法への違反が疑わしく、必要があると認める場合は、積極的に実施するべきと考えます。

（問18）届出義務違反や転飼規制違反等に対する罰則が強化されましたが、どのように運用されますか。

（答）

従来どおり、指導をしても改善されない等悪質な場合に過料等を求める運用を行う考えです。

(問19) 養蜂振興法では、都道府県と市町村とはどのような役割分担となっていますか。

(答)

養蜂振興法の事務は、法第6条第2項の規定（蜜源植物の保護増殖）以外は基本的に都道府県の手務となっていますので、具体的な事項については、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。なお、各都道府県によっては各市町村の理解を得た上で、一部の事務を市町村に委任している場合もあります。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正の前の改正養蜂振興法の施行に関するQ&Aについて（平成24年11月1日付け24生畜第1581号生産局畜産部畜産振興課長通知）については、なお従前の例による。